

ば、なほ封誤あやまたず、開き見ればただし錢四貫のみ無し。爰に六宗の学頭くろしうの僧等がくとうはすらるて集会り怪びて、女人を問ひて曰はく「汝何行をかする」といふ。答へて曰はく「する所無し。ただし貧窮ひんきゅうに依りて、命を存たもつに便無たよりく、帰無よきむく、たのむところ怙こね無し。故に我れ是の寺の釈迦丈六仏に花と香と燈とを献りて福の分を願ふのみ」といふ。衆の僧そう聞きて商量はかりて言はく「是れ仏の賜たまへる錢なり。故に我れ藏めず」といふ。返りて女人に賜ふ。女錢四貫を得て増上縁ぞうじょうえんとし、大に富みて財饑たるものにして身を保ち命を存つ。諒に知る、釈迦丈六の不思議の力と女人の至し申とを。奇しき表の事なり。

行基大徳天眼ぎやうきだいとくてんがんを放ち女人をみなの頭かぶに猪いのの油あぶらを塗れるぬるを視てみる
呵嘆さきなむ縁ことのものと 第二十九

ふるきみやこ
故京の元興寺くわこうじの村に、法会ほかいを嚴備かぎりまつけ、行基大徳ぎやうきだいとくを請おがへ奉たまつりて七日法なぬかを説みのりかし
む。是に道俗だうぞくみな集あつまりて法ほを聞く。聴きく衆もうひとの中に、一の女人ひと有ゐり。髪かみに猪いのの油あぶらを塗ぬり、中に居ゐて法ほを聞く。大徳だいとく見て嘆さきなみて言いはく「我れはなはだ臭くさきかな。
彼の頭かぶに血あぶるを蒙かぶれり。女めのを遠とほく引き棄すてよ」とのたまふ。女めのに恥はずぢて出でで罷まはか。

行基大徳天眼を放ち女人の頭に猪の油を塗れるを見て
さきなことのもの

國にして是れ化身の聖なり。身を隠せる聖なり。
國にして是れ油の色なり。聖人の明眼には見に空の血を見る。日本

行基大徳子を携ける女人を過去の怨と見て淵に投てしめ異しき表を示す縁 第三十

行基大徳、難波の江を堀開かしめて船津を造り、法を説き人を化へたまふ。
道俗貴賤集会りて法を聞く。爾の時に河内国若江郡川派里に、一の女人有り

子を携きて参り往き、法会にして法を聞く。其の子哭き讀めて法を聞かしめず
其の児年十余歳に至りて其の脚步まで。哭き讀めて乳を飲み、物を瞰ふこと間
無し。大徳告げて曰はく「咄、彼の媛人、其の汝が子を持ち出でて淵に捨て
よ」とのたまふ。衆人聞きて、当頭きて曰はく「慈有る聖人、何の因縁を
以ちてか是の告有る」といふ。媛子を慈ぶるに依りて、棄てずしてなほ抱き、

持ちて法を説きたまふを聞く。明日にまた来る。子を携きて法を聞く。子なほ
書かきしく哭かなき、聴きく衆もろひとかみひすきことに障さざなへられて法を聞くこと得ず。大徳嘖せせらべめて言のな
はく「其の子を淵ふちに投なげてよ」とのたまふ。爾その母怪あやふれども思ひ忍ぶこと得

第三十

第二十九縁 三宝絵法三に引用。今昔物語
集・十七・三の現在に書在。もの三現在に書在。
五天眼通。もの三現在に書在。かたちを見る能力。表面化されていないものを見とおす力。仏菩薩のものもつ力のひとつ。行基を菩薩としてとらえている。「放」と表現されるのはめずらしい。
六行基の登場する説話で、女人が重要な役割をはたしているものは、本説話以外に中巻縁、脂巻、十二縁、三十縁。七色彩雲。髪に塗る油脂のひとつ。延喜式、文藝寮にみえる猪背もそれか。沢あわせを用いて髪に塗つたのである。奈良県高市郡明日香村大字飛鳥あたり。元興寺は本元興寺。↓上巻十一縁。九血を被つている。行基の眼に映じた女人の姿。猪油を髪に塗つていることをい。四縁→上巻四縁。
十二大方広寶嚴教世間品に、菩薩の有する十種の仮つとてし明眼がみえる。二身を十種してあらわれた仏菩薩。三→上巻四縁。

器である可能性もある。(元)未詳。三国公法伝通縁起・上には、大安寺真言院の傍にて涅槃宗を弘め、「常修多羅衆」と号した、とある(欣証)。「常修多羅衆」は、弘福寺にも存した(田村圓澄)。

三〇 大安寺の常修多羅衆。

三一 開爾雅注文・闕本・音域、門限也、兼名苑云、闕一名闍・苦本、又之岐美、俗云度之岐美(「名」一名闍)。門の内外を区分する横木。「しきみ」が「しきみ」の語源(箋注僧行名類纂抄)。錢の置かれる場所が「門倚所」、「庭中」、「闕前」、と、しだいに女人に近づいてきている。

三二 詞梨跋摩の成美論・鳩摩羅什訳を所依として元興寺の学者が「成美衆」と呼ばれた。大安寺伽藍縁起并流記資財帳には費用が計上されていない。「別三論衆錢」百八十貫五百六十四文」をこれに擬するのは松浦貞俊の説。最初に大修多羅供錢、次に常修多羅供錢、最後に成美論宗分銭、と展開するが、その意味するところは不明。

三三 大安寺の成美論宗。

す、深き淵に擲つ。兎また水の上に浮出で足を踏み手を攢み目を大きく瞼瞬りて、慷慨みて曰はく「惻きかな。今三年徵り食はむをや」といふ。母怪びてまし会に入り法を聞く。大徳問ひて言はく「子を擲捨てたりや」とのたまふ。時に母答へて具に上の事を陳ぶ。大徳告げて言はく「汝昔先の世に、彼の物を負ひて償ひ納めざりしが故に、今子の形と成りて債を徵りて食ふ。是れ昔の物主なり」とのたまふ。嗚呼、恥しきかな。他の債を償はずよりは、むしろ死なむや。後の世にかららず彼の報有らむのみ。所以に出曜經に云はく「他に一錢の塩の債を負ふが故に、牛に墮ち塩を負ひ駆はれて、主の力を償ふ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

塔を建てむとして願を發す時に生める女子舍利を捲りて産るる縁 第三十一

丹生直弟上は、遠江国磐田郡の人なり。弟上塔を作てむとして願を發し、いまだ其の塔を造らずして淹しき年を歴、なほ願を果さむことを曉り毎に懐を軫ましむ。聖武天皇の御世に、弟上は年七十歳妻は年六十二歳にして懷妊み

て女を生む。左方の手を捲りて產生る。父母怪びて、捲れる手を開けば、いよいよますます固く捲りてなほ故に舒べず。父母愁へて曰はく「嫗時にあらずして産みたれば子の根具らず。斯れ大なる恥とす。因縁を以ちての故に汝我が子を生む」といふ。すなはち嫌棄はずして慈び哺育む。やうやく長大るに随ひて、面容端正し。年七歳に至りて手を開きて母に示して曰はく「是の物を見よ」といふ。因りて掌を瞻れば舍利一粒有り。歡喜び異奇びて諸人に告知らす。諸人衆喜び、国司に展転ふ。郡郷ことごとく喜び、知識を引率て七重の塔を建て、彼の舍利を安きて供養したりぬ。今磐田郡の部内に建立つ磐田寺の塔是れなり。塔を立て後に、其の子忽に死ぬ。闇に知る、願はば得ずといふこと無し、願はば果さずといふこと無し、といふは、其れ斯れを謂ふなり。

寺の利息の酒を貸用て償はずして死にて牛と作り役はれ債を償ふ縁 第三十二

聖武天皇の世に、紀伊国名草郡三上村の人、薬王寺の為に知識を率引、薬

第三十一縁 今昔物語集・十二ノ二に書承。

セ舍利が納められているのが塔(摩訶僧祇律・三十三)。「塔是收三世仏舍利之宝藏也」(下巻三十六縁)。ハ身骨。ふつうは仏の遺骨をいう。四他人に負った債務を返済しないならば、どう想定しているような表現。五「他に乳の価格(上巻二十三縁)には「乳直」とあります。六「身骨」云何有「舍利」方便留身骨「為佛衆生」(金光明最勝王經序品)。九未詳。

本説話以外に所伝をみない。(一)静岡県磐田市、磐田郡あたり。(二)塔を建てる意の表現を「作」(三)「造」(建)「建立」「立」と変化させている。(三)時期はいずれに。高齢での出産をいう。(四)肉体の能力および器官。(五)因縁があつたので、あなたは私のこの子を生んだ。この子をあなたと私との子として育てなければならぬ因縁がある。

一→上巻三縁。二→中巻五縁。
三あと三年間とりたてて食おう、としていたのに。乳の価格(上巻二十三縁)には「乳直」とあります。四他人に負った債務を返済しないならば、どうして死んだりしようか。返済しないかぎりけつして死んだりしない。(五)負債を返済せずに死んだならば、未来世にかららずその報がある。

六出曜經・無常品の説話にもとづく。諸經要集・
拵交部・債負縁所引の文の取意か。

五発育の遅れがみられる。脚で歩くことができない子を淵に捨てるイメージは、書紀・神代の蛭兒(ごじ)のイメージに共通するものがある。云主人公の呼称および表記を「女人」「嬢人」「嬢爾母」「母」と変化させてくる。六「捨」(捨)と「棄」(投)の意味が「捨」と変化させてくる。三→上巻三十四縁。三「うだく」の表記を「抱」(抱)と変化させている。

第三十二縁 今昔物語集・二十ノ二十二に書承。

三前田家本下巻二十六縁訓釈「利息(伊良の毛乃那里)」。「利息」は「利息」、「利息」を「利息」。

「利息」は、利息を生む酒の意。「いらす」は、貸し与える意。「いらしもの」の酒は、貸し与え過去世から未來世へとづく得脱の道程の一段階として、現在世がある。(三)原文願無レ不得」。大智度論・三十「無願不得」(原口裕)。